



Title	日ソ戦後の在南サハリン中華民国人の帰国：境界変動による樺太華僑の不本意な移動
Author(s)	中山, 大将; Nakayama, Taisho
Citation	境界研究, 10, 45-69
Issue Date	2020-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.10.45
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78155
Type	departmental bulletin paper
File Information	03.pdf, 本文



[論文]

日ソ戦後の在南サハリン中華民国人の帰国 —— 境界変動による樺太華僑の不本意な移動 ——

中山 大将

はじめに

日露戦争の講和条約であるポーツマス条約によってロシア帝国から日本帝国へ割譲されたサハリン島北緯50度以南は、1905年から1945年にかけての40年間〈樺太〉として日本帝国の施政下にあった。1945年の日ソ戦争の結果、樺太(以下、ソ連の占領・施政下にある場合は〈南サハリン〉と呼ぶ)はソ連の占領下に入り、翌1946年2月にはソ連政府が千島(以下、ソ連の占領・施政下にある場合は〈クリル〉と呼ぶ)とともにその領有を宣言し、南サハリンとクリルからなる南サハリン州を設置するにいたる。また、これらの地域からの日本人住民の引揚げが、その他の連合国占領地域からの引揚げと連動して実施されるとともに、残留朝鮮人・日本人問題も発生することとなる。

この境界変動に伴って発生した一連の現象については、日本側では引揚者団体が1973年に『樺太終戦史』⁽¹⁾を刊行することで、個々人の回想記やルポを越えた全体像が提示されることとなった。ソ連ではこの分野に関する研究は進まなかったと言われているが、ソ連解体後の1996年には、国立サハリン州公文書館により1945年から1947年にいたる時期の樺太旧住民に関連する公文書の資料集⁽²⁾が編纂され、2012年にこれら公文書を基にした『戦争から平和へ』⁽³⁾が刊行されたことで、ソ連側資料と通説が整ったと言える。日本でも、2010年代に入ると、緊急疎開、脱出、密航、引揚げ、残留、帰国に関する諸研究が急激に発表されるようになり、日ソ戦争が起こした境界変動の随伴現象に関する知見が蓄積され、『樺太終戦史』や『戦争から平和へ』の記述や見解に検証が加えられるようになった。

(1) 樺太終戦史刊行会編『樺太終戦史』全国樺太連盟、1973年。

(2) ГАСО (Государственный архив Сахалинской области) Исторические Чтения № 2. Южно-Сахалинск: ГАСО, 1996.

(3) Савельева Е. И. От войны к миру: гражданское управление на Южном Сахалине и Курильских островах. 1945–1947 гг. Министерство культуры Сахалинской области, 2012 (邦訳: エレーナ・サヴェーリエヴァ著、小山内道子訳、サハリン・樺太史研究会監修『日本領樺太・千島からソ連領サハリン州へ: 一九四五年—一九四七年』成文社、2015年)。

た⁽⁴⁾。また、特に残留朝鮮人については、韓国語や英語での研究も数多く蓄積されている⁽⁵⁾。

しかし、その一方で、近年のこれら日露韓英各言語による研究の対象は、日本人や朝鮮人、先住民族の動向に限られている。在樺太ロシア人・ポーランド人の戦後の動向については、日口の郷土史家による当事者からの証言や資料の収集が行なわれている⁽⁶⁾ものの、在樺太/南サハリン中華民国人⁽⁷⁾の日ソ戦争前後の動向は資料の制限からほとんど不明のままであった。

ただし、台湾では民主化以降、中華民国外交部資料の公開と整理が進み、第二次世界大戦後の在外中華民国人の帰国に関する資料集が編纂されており、ソ連圏からの帰国に関する資料集については2007年に刊行され、編者の謝培屏が在南サハリン中華民国人(以下、〈在南サハリン中国人〉と呼ぶ)の帰国についての概説をまとめている⁽⁸⁾。

しかしながら、この概説にはいくつかの限界がある。第一に、中華民国外交部の資料のみに拠っているため、同時期の別系統の公文書やメディア資料を用いた検証を欠いている、第二に、日ソ戦前の在樺太中華民国人(以下、〈在樺中国人〉と呼ぶ)の動向についてもまったく参照していないため、当該資料中の固有名詞や数値といった諸々の情報の持つ意味が検討できていない、第三に、その結果、日ソ戦争に伴う境界変動が在樺中国人に与えた影響については、帰国の人数や時期、経路など基礎的なことが述べられているに過ぎない、という点が挙げられる。

在樺中国人については、阿部康久による中国人労働者問題の研究や菊池一隆による華僑社会の政治史研究のほか、小川正樹による総合的な樺太華僑史研究、筆者による日露戦争後の残留清国人の動向の検討が行なわれてきた⁽⁹⁾。ただし、上述の通り、これまでの研究

(4) 樺太(戦後)史の研究動向については、中山大将、竹野学、木村由美、ジョナサン・ブル、スヴェトラナ・パイチャゼ「サハリン樺太史研究会第41回例会 樺太の(戦後)史研究の到達点と課題」『北海道・東北史研究』11号、2018年、108-119頁に詳しい。

(5) 한혜인「사할린 한인 귀환을 둘러싼 배제와 포섭의 정치: 해방 후~1970년대 중반까지의 사할린 한인 귀환 움직임을 중심으로」『史學研究』第102號、2011년; 이연식, 박일권, 오일환『책임과 변명의 인질국: 사할린 한인 문제를 둘러싼 한·러·일 3국의 외교협상』채륜, 2018년; Lim Sungsook, *The Politics of Transnational Welfare Citizenship: Kin, State, and Personhood among Older Sakhalin Koreans* (PhD diss. The University of British Columbia, 2016)など。

(6)セルゲイ・フェドルチュク著、板橋政樹訳『樺太に生きたロシア人』ナウカ、2004 [1996]年;尾形芳秀「旧市街の先住者『白系ロシア人』達の長い旅路:オーシップ家をめぐるポーランド人たちの物語」『鈴谷』24号、2008年、69-91頁、など。

(7) 本稿では、先行研究における呼称を除けば、基本的に〈華僑〉という表現は本文中では用いず〈中華民国国籍者〉という意味で、〈中華民国人〉〈中国人〉という呼称を用いる。なお、統計上、樺太には「台湾人」と「満洲国人」数名の居住が確認できるが、本稿においては、国籍を基準として〈在樺中国人〉には含めないこととする。

(8) 謝培屏編『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2: 澳洲・蘇聯・羅馬尼亞・捷克篇』國史館、2007年。

(9) 阿部康久「1920年代の樺太地域開発における中国人労働者雇用政策」『人文地理』53巻2号、2001年、1-24頁; 菊池一隆『戦争と華僑: 日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間の政治力学』汲古書院、2011年; 小川正樹『樺

では、1940年代以降の在樺/南サハリン中国人の動向について、ロシア側の文書館から有益な資料が発見されることはほとんどなかった。本稿の課題は、筆者が発見した中華民国中央研究院近代史研究所档案館、中華人民共和国第二歴史档案館および上海市档案館の所蔵資料や現地メディア資料も新たに用いて、これまで明らかにされてこなかった1940年代以降の在樺中国人社会の動向を明らかにした上で、日ソ戦による境界変動が在南サハリン中国人に与えた影響を明らかにすることである。

1. 〈記憶〉の中の在樺中国人

これまでの在樺/南サハリン中国人研究の中で、ほとんど顧みられてこなかった資料群として、聞き取りや聞き書き、回想記といった非公文書、非メディア資料がある。中華民国側の資料を用いる前に、以下では、聞き取りや聞き書きの中に現れる在樺中国人についての事例を加えて、在樺中国人の実態について新たな角度から考察を行なっておく。

樺太の主都・豊原に近い小沼に居住経験を持つA氏によれば、夫が中国人で妻が日本人である中日世帯が小沼の市街地にあるA氏の家の借家で食堂を経営していた⁽¹⁰⁾。また、同じく小沼に居住経験を持つB氏は、中国人の父親と日本人の母親を持つ同級生がおり、父親は土木作業員として生計を立てており、その暮らしは貧しかったと記憶している⁽¹¹⁾。在樺中国人の日本人女性との世帯形成の事例は、豊原の事例にも見られる⁽¹²⁾。小沼から20キロメートルほど北に位置する大谷に1943年に転居したC氏の家の向かいには中国人世帯が暮らし、子どもとは同級生であり、その子どもが日本語を話していたと記憶している⁽¹³⁾。

なお、1942年に編纂された大泊中学校の30周年記念誌によれば、当時同校には「満洲国」出身者と「中華民国」出身者が一名ずつ在籍していた⁽¹⁴⁾。

野田に居住していたD氏の知る限り、野田には二世帯の中国人が居住しており、うち一世帯はD氏が幼少時に隣家に住んでいた中国人夫妻であった。夫が黒い風呂敷を持って行

太華僑史試論」谷垣真理子、塩出浩和、容應真編著『変容する華南と華人ネットワークの現在』風響社、2014年、143-175頁；中山大将「樺太のエスニック・マイノリティと農林資源：日本領サハリン島南部多数エスニック社会の農業社会史研究」『北海道・東北史研究』11号、2018年、73-90頁；中山大将『サハリン残留日本人と戦後日本：樺太住民の境界地域史』国際書院、2019年、84-88頁。

(10) A氏(1920年代生、1946年引揚げ)への筆者の聞き取り調査による(2014年6月、北海道)。以下、聞き取り調査対象者の実名および団体役員を除く在樺/南サハリン中国人および南サハリン帰国中国人の実名は倫理的配慮から伏せる。

(11) B氏(1930年代生、1947年引揚げ)への筆者の聞き取り調査による(2017年12月、北海道)。

(12) 小川「樺太華僑史試論」、165頁。

(13) C氏(1930年代生、2000年代に日本へ永住帰国)への筆者の聞き取り調査による(2016年7月、東京)。

(14) 菊井勉編『大泊中学校創立三十周年記念 報国団報』樺太庁大泊中学校、1942年、5頁。本資料については、池田裕子氏からご教示いただいた。

(15) D氏(1920年代生、1947年に引揚げ)への筆者の聞き取り調査による(2016年5月、北海道)。

商に出ていく姿と、夫妻の子どもに会いに遊びに行くと言葉は通じないものの妻がミカンの皮を油で揚げたおやつを出してくれたことを記憶している⁽¹⁵⁾。恵須取は在樺中国人の多い地域であり、同地出身のE氏も中国人がひとり暮らしていたことを記憶している⁽¹⁶⁾。樺太アイヌの聞き書き集の中には、日本人の持っている煙草の葉よりも中国人の持っていた葉のほうが好みだったという1890年代生まれの元・多蘭泊居住者の発言⁽¹⁷⁾が見られる。

これらの樺太居住経験者の在樺中国人をめぐる記憶と、在樺中国人団体である樺太中華商会⁽¹⁸⁾会員名簿の情報⁽¹⁹⁾を照合すると、野田と恵須取については該当者が多く特定ができない一方で、小沼と大谷、多蘭泊については該当者が見当たらない。ただし、多蘭泊については中華民国外交文書の中に居住経験者の事例が見られる⁽²⁰⁾。もちろん、名簿作成時点とこれら記憶の中の在樺中国人の居住時期が重なっているとは限らないので、名簿を根拠にこれら記憶の真偽を疑うのは軽率であろう。小沼について語られた日本人女性との世帯形成や子どもの日本の学校への通学は、後述する南サハリン帰国中国人の動向を考察する上でも示唆を与えるものである。

筆者はこれまで、樺太旧住民62名への聞き取り調査⁽²¹⁾を実施した経験があるが、在樺中国人の存在について自ら言及したのは一例のみであり、上記の情報もある時期以降の調査において筆者が意識的に在樺中国人について尋ねるようになったために得られたものであった。在樺中国人は、樺太旧住民に記憶されつつも語られてこなかった存在であったと言える⁽²²⁾。

(16) F氏(1920年生、サハリン在住)への筆者の聞き取り調査による(2015年10月、サハリン州)。

(17) 藤村久和、若月亨編『ヘンケとアハチ：聞き書き樺太での暮らし、そして引き揚げ』札幌テレビ放送、1994年、259頁。

(18) 樺太中華商会は、横浜総領事館函館弁事処副領事の羅集誼と現地在住の王定仙らが連絡をとることで1937年5月に設立された在樺中国人団体である。設立時に会則が定められておらず、加入資格は詳らかではないが、その性格や会員の言動から、台湾人は含まれておらず、会員は各世帯の代表者であったと考えられるほか、在樺中国人世帯の悉皆加入が実現していなかったことも指摘されている。盧溝橋事件後に臨時政府が樹立されると在北海道中国人団体とともに臨時政府支持を表明し、活動を継続した。菊池『戦争と華僑』、75-87頁。

(19) 菊池『戦争と華僑』、80頁。

(20) 『庫頁島華僑×××請領郵局存款案』中華民国中央研究院近代史研究所档案館(以下、中研院)所蔵(經濟部門駐日代表団 商務[32-02-153])。件名の「×××」には実名が入る。なお、この人物と名の一字のみが異なるが似ている字の人物が前記名簿には見られ、山東省出身で居住地は恵須取となっている。

(21) 基本的に、特定の事項に話題を集中させず、その人物の生い立ちから現在までを語ってもらうライフヒストリー調査の形を取り、ひとりあたり短くても一時間程度、長ければ累積10時間近くに及ぶ。なお、この人数は、1945年8月以前生まれという基準によるものであり、実際には日本施政下についてほとんど記憶を有さない人々も含んでいる。調査対象者の情報は、中山『サハリン残留日本人と戦後日本』、66-70頁を参照。

(22) この理由については、在樺中国人に限らず、樺太旧住民の〈記憶〉の在り様全般についての考察を要するため、本稿では扱わず今後の課題としたい。

(23) 『樺太中華商會會長虞昌邦等僑胞献金案』中華人民共和国第二歴史档案館所蔵(汪偽政府行政院:全宗号

ただし、1930年代以降の在樺中国人の人口が100人前後であったことを考えれば、筆者が聞き取りをできたのがわずか62名に過ぎないにもかかわらず、これだけの記憶が残されているということは、それだけ在樺中国人と周囲の日本人や朝鮮人の生活空間が重なり合っていたということを示唆している。

2. 1940年代の在樺中国人の動向

菊池は、在樺中国人の政治活動を明らかにしたが、在樺中国人独自の動向については、1940年10月の樺太中華商会会員名簿の分析で途切れている。ここでは、それ以降の政治活動に関する資料から1940年代の在樺中国人社会の状態について考察を行ないたい。

中華人民共和国第二歴史档案館所蔵の「樺太中華商会会長盧昌邦等僑胞献金案」⁽²³⁾は、樺太中華商会が横浜総領事館経由で汪兆銘政権に1944年1月と1945年1月の二度にわたり日本円合計500円を献金した件に関する同館と外交部との間のやりとりである。同文書からは、第一に、1945年まで樺太中華商会が汪兆銘政権支持の立場を維持していること、第二に、会長を盧昌邦⁽²⁴⁾が務めていること、第三に、献金者が60人であることがわかる。

第一点は、樺太の日本人の在樺中国人をめぐる記憶の在り様にいささかの影響を与えた可能性が考えられる。ある新聞記者のソ連樺太侵攻から自身の引揚げまでを記した回想記の中に、1945年12月の豊原から敷香への列車の中での出来事として、青天白日旗を振りソ連人にロシア語で自分は中国人だと言い「愛想をふりまいていた」人物の描写⁽²⁵⁾が見られる。

樺太中華商会が汪兆銘政権支持を表明していたことをこの人物が知っていたことを前提にすれば、この情景が在南サハリン中国人の掌返しとして描写されていると理解できる⁽²⁶⁾。

樺太中華商会発足時の主席は王春華であった⁽²⁷⁾が、「実質的には王定仙が樺太華僑社会を代表する存在であった」⁽²⁸⁾と言うのが現状での樺太華僑史研究の通説である。盧昌邦は樺太中華商会発足時の名簿によれば浙江省青田出身で上敷香在住の商業従事者であるが、発足時の役員には名を連ねておらず、出資者名簿にもその名は見えない⁽²⁹⁾。1940年10月段階で樺太中華商会の会員数は、89人であったとされており⁽³⁰⁾、この献金者60人という

2003案巻3449)。

(24) 資料の表題では会長の姓が「盧」と書かれているが、資料中では一貫して「盧」と表記されている。

(25) 大橋一良『失われた樺太』大橋英子、1995年、185頁。

(26) もちろん、前述の通り、樺太旧住民の回想記などに在南サハリン中国人についての記述が現われることは稀であり、この事例を当時の日本人の認識の代表とすることはできず、樺太旧住民の〈記憶〉の在り様全般についてさらなる研究の深化が要される。

(27) 菊池『戦争と華僑』、78頁。

(28) 小川「樺太華僑史試論」、166頁。

(29) 菊池『戦争と華僑』、78、80頁；小川「樺太華僑史試論」、167頁。

(30) 菊池『戦争と華僑』、86頁。

(31) 小川「樺太華僑史試論」、173頁。

のが、実際に献金に加わった者のみの数なのか、それとも総会員数を意味しているのかは、この文書からだけでは判断できない。盧昌邦と在樺中国人の人数については、後に詳述する。

3. 在南サハリン中国人の帰国

小川は樺太華僑研究の大きな課題として、在南サハリン中国人の日ソ戦後の動向の解明を挙げている⁽³¹⁾。前述の通り、中華民国国史館は、同館が所蔵する第二次世界大戦後の在外中国人の本国帰還関連資料集を『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編』として刊行しており、ソ連篇は第二巻に所収され、在南サハリン中国人の帰国に関する資料もそこには含まれている。編者の謝培屏が在南サハリン中国人の帰国の概要についても同書中で論述している⁽³²⁾ものの、在南サハリン中国人の帰国について国史館所蔵資料からのみ論述を行っており帰国直前直後以外の動向はほとんど不明なままであり、日本帝国やソ連施政下での在樺/南サハリン中国人の境遇との連続性についてもまったく検討されておらず、日ソ戦後の在南サハリン中国人の動向を明らかにする上では、まだまだ検証の余地があると言ってよい。

本稿では、謝が参照していない公文書や現地紙なども利用して、謝の示した在南サハリン中国人の帰国の概略をその根拠資料も明示しながら再検証することで、在南サハリン中国人の戦後の動向を明らかにするとともに、日本帝国およびソ連施政下の在樺/南サハリン中国人の状況についても再検証を行なう。

中華民国政府外交部が在南サハリン中国人の帰国について把握したことを示す資料のうち最も早い時期のものは、日本人の引揚げ開始から間もなく一年となる1947年11月11日に駐ハバロフスク総領事館から受信した、在南サハリン中国人165名が同月10日にサハリンを出港したことを知らせる電報⁽³³⁾である。この電報によれば、在南サハリン中国人たちはソ連当局が発行した出国のためのソ連国内移動用査証を持ち、日本人妻たちも同館が発行した旅券を所持していた。残念ながら在南サハリン中国人の帰国についてのソ連当局や関係機関との交渉に関わる資料は中華民国側資料には見当たらず、どのような経緯で帰国にいたったのかは不明であるが、この点については後で検討を行なう。

その後、駐ウラジオストク総領事館から外交部上海弁事処へ、同月21日に在南サハリン中国人161人が上海に向けてウラジオストクを出発したという連絡⁽³⁴⁾が届いた。人数が減

(32) 謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、導言3-6頁。

(33) 「外交部取電第13383號」(1947年11月11日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』中華民国国史館(以下、国史館)所蔵(外交部:020-021608-0029)。以下、『旅居蘇聯華僑歸國(一)』の所蔵館名と資料番号は省略、資料集(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』)の該当頁を示す。

(34) 「外交部代電 西(36)第24568號」(1947年11月17日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、357頁)。

(35) 「駐伯利總領事陸豐電 第102號」(1947年11月24日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華

っているのは、四名の帰国が延期となったからである⁽³⁵⁾。つまり、この帰国船にすべての在南サハリン中国人が乗船したわけではなかった。なお、1947年12月時点で駐ハバロフスク総領事館は、帰国開始以前の在南サハリン中国人は166人であり、この帰国船出航後には五人が南サハリンに残留し、在北サハリン中国人は78人いると把握していた⁽³⁶⁾。外交部上海弁事処が各関係機関へ受け入れ体制について問い合わせを行なうと、上海市社会局は自局の管轄事項ではないと返答し⁽³⁷⁾、僑務処も港まで職員を派遣はするが責任は持てないという返答⁽³⁸⁾を寄せたものの、善後救済総署からは在南サハリン中国人165名が上海へ来たら対応すると前向きな返答⁽³⁹⁾が得られた。これらの回答を得て、外交部上海弁事処は、僑務処と迎えには出るが一時的な援護しかできないとした上で、政府には在南サハリン中国人(以下、帰国者については〈南サハリン帰国中国人〉⁽⁴⁰⁾と呼ぶ)の帰国後の援護のための予算はあるのかと外交部に問い合わせしている⁽⁴¹⁾。

1947年11月27日、南サハリン帰国中国人が上海に到着したが、関係機関が収容を拒否したため、外交部上海弁事処は旧日本総領事館へ連れて行き南サハリン帰国中国人を一時的に収容した⁽⁴²⁾。南サハリン帰国中国人上海入港の報は、翌々日の現地紙でも報じられており、公文書上に記述はないものの、その記事⁽⁴³⁾によれば、入港当夜はまだ収容先が定まっておらず、上海の知人の許に身を寄せた三名と発病して市立第一病院へ送られた一名を除き船中泊を強いられ、翌28日の夜も行総招待所で過ごしており、南サハリン帰国中国人たちが旧日本総領事館に入ったのは29日ということになる。

12月1日の外交部上海弁事処の外交部への連絡⁽⁴⁴⁾によると、南サハリン帰国中国人の

僑回国史料彙編 2』、358頁)。

(36)「駐伯利總領事陸豐電 第112號」(1947年12月22日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、399頁)。

(37)「上海市社会局利(36)字第35494號」(「1389號附件 滬壹36 02587號」[1947年11月27日発信])『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、360頁)。

(38)「僑務処第1942號」(「1389號附件 滬壹36 02587號」[1947年11月27日発信])『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、360頁)。

(39)「滬運(36)字第259號代」(「1389號附件 滬壹36 02587號」[1947年11月27日発信])『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、359頁)。この部分は、資料集では「161人」と翻刻されているが、筆者が所蔵館から取得した複写物では「一六五人」と明記されている。

(40)中国側資料で「南庫頁島帰僑」「南庫頁島難僑」「南庫頁島僑民」と呼ばれる人々を指す。

(41)「1389號附件 滬壹36 02587號」(1947年11月27日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、361頁)。

(42)「外交部駐滬辦事處電 12號」(1947年11月29日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、363頁)。

(43)「庫頁歸僑無地棲身 蘇聯輪上暫度一宵 昨天他們暫往在行總招待所 以後如何處置還待南京決定」『大公報』1947年11月29日。

(44)「外交部駐滬辦事處電 123號」(1947年12月1日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編 2』、365頁)。

構成は、成人81人、未成年80人、原籍は多くが浙江省(青田)、福建省(福清)、山東省(萊陽、平陰、昌邑)で、上海市から11月29日に食費一週間分の提供が約束された。この食費一週間分と言うのは、上海市政府側の公文書⁽⁴⁵⁾に現れる臨時救済費2,254万元を指していると思われる。現地紙でも、上海市からの救援策としてこの金額が報じられている⁽⁴⁶⁾。

12月2日にト道明(外交部亜西司長)、王關塵(僑務委員会科長)、徐雍瞬(善後救済総署)、刁抱名(社会部福利司第五科)により樺太帰僑救済討議会議が開かれ、上海市政府が七日分の食料しか用意できないことを前提に、(1)善後救済総署が難民接運処に食料供給を指示する、(2)社会部が南サハリン帰国中国人を指導・監督する、(3)実態を社会部が調べ、僑務委員会や外交部が支援する、という体制がとられることとなり⁽⁴⁷⁾、現地紙でも報道⁽⁴⁸⁾がなされた。

上海僑務処、善後救済総署が南サハリン帰国中国人のために5,000万元を支給し食費半月分を確保することができたものの、収容中の旧日本領事館は国際機関がこれから使う予定のため、新たな収容先の手配を図るように外交部上海弁事処が外交部に求め⁽⁴⁹⁾、上海市社会局が武進路福生路口中央日報三階の旧新兵招待所を提供することで解決された⁽⁵⁰⁾。

これ以降、後述する資産返還問題を除けば、外交部文書の中には南サハリン帰国中国人は現れてこず、謝の概説においてもそこで言及が途切れているが、実質的に南サハリン帰国中国人援護にあたった上海市政府の公文書や現地紙によって外交部文書を補い南サハリン帰国中国人の動向を追うことができる。

先述の通り現地紙では南サハリン帰国中国人上海入港についての報道がなされ、雑誌『華僑通訊』にも関連記事⁽⁵¹⁾が載った。こうしたメディアの効果であるかは明らかではないが、上海市档案馆所蔵資料によれば、12月末には河北同郷会幹事の劉命淵が、天津経由で河北の原籍地へ帰ることを希望している南サハリン帰国中国人三人のために交通費を免除するよう救済委員会を通じて招商局業務処に請願を行なっている⁽⁵²⁾。公文書上に記述がないものの、現地紙では、原籍地帰還や上海定住を希望しない南サハリン帰国中国人には浙

(45)「機秘(36)函收第2155號」『上海市政府關於處理庫頁島歸國難僑救濟問題與外交部等來往文書』上海市档案馆所蔵(Q1-7-196[縮微])。

(46)「庫頁歸僑處置辦法 傳將由社會局辦理 還僑委會接到南京來電如是說」『大公報』1947年11月30日。

(47)「樺太帰僑救済討議会議記録」(「外交部西(36)第26064號」[1947年12月4日])『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戰後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、368-369頁)。

(48)「安置庫頁歸國僑民 在京商定三項辦法 將由社會部負責辦理 僑胞數十人在由日返國途中」『大公報』1947年12月5日。

(49)「代電第滬一號36 02632號」(1947年12月5日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戰後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、370-371頁)。

(50)「上海市社会局 收文(37)機字第0040號」(1947年12月5日発信)『上海市政府關於處理庫頁島歸國難僑救濟問題與外交部等來往文書』上海市档案馆所蔵(Q1-7-196 [縮微])。

(51)「安置庫頁島歸僑」『華僑通訊』第8期、1947年。

(52)『河北同郷會爲南庫頁島僑民王慶祥等申請免費乘船回河北原籍給招商局函』上海市档案馆所蔵(Q106-1-90-89)。

江省の青田の耕作放棄地を政府が提供するという報道⁽⁵³⁾もなされた。このように行政の援護のもとにある「難僑」の状況から南サハリン帰国中国人を抜け出させる方策が模索されるようになっていった。

上海市冬令救済委員会が12月31日に上海市招商局から受け取った連絡には、定着先に台湾を希望する南サハリン帰国中国人57人が台湾へ渡ろうとしたが、天候悪化のため頓挫してしまった⁽⁵⁴⁾と述べられている。しかし、その一方で、謝の概説にもあるように、外交部上海弁事処は、1947年12月の段階では南サハリン帰国中国人のうち57人が台湾、三人が天津、ほかは原籍地などを定着先として希望しており国営招商局との交渉で台湾への無料の船便が1月6、7日に手配された⁽⁵⁵⁾が、南サハリン帰国中国人らは駐ウラジオストク総領事館に預けたソ連通貨(ルーブル)が返還されていないことを理由に乗船を見送ったと本部に連絡している⁽⁵⁶⁾。一見、食い違うこの二つの記録をどう理解することができるであろうか。

実は、この資産返還問題は、南サハリン帰国中国人上海入港数日後にすでに発生していた。

外交部上海弁事処は、駐ウラジオストク総領事館から、南サハリン帰国中国人が持参したソ連通貨をニューヨーク・シティ銀行経由で送金したので、南サハリン帰国中国人が到着したら本人たちに渡すようにという指示を受けており⁽⁵⁷⁾、南サハリン帰国中国人上海入港後に相当額の中国元を渡そうとしたものの、10分の一ほどのレートで換算されているとして、南サハリン帰国中国人が受け取りを拒否したのである⁽⁵⁸⁾。南サハリン帰国中国人の王定仙らは外交部上海弁事処に対して、レートを不服とし総領事館への確認を求めた⁽⁵⁹⁾ほか、総領事館に預けた各種証券や通帳の返還も求めた⁽⁶⁰⁾。

上海市と外交部の記録を整合的に理解しようとするならば、12月段階においても、もし天候の問題が無くとも出航の段になれば渡台希望者たちは資産返還問題を理由に乗船を拒んだかもしれないこと、あるいは、12月段階では資産返還問題の解決は先送りしてでもまずは渡台を優先する考えであったが、1月に入り資産返還問題を渡台よりも優先させるよ

(53)「在滬歸僑伙食問題 社會部將負責解決 庫頁歸僑轉送往青田墾荒」『大公報』1947年12月12日。

(54)『上海市招商局業務客運課爲風浪大不能送南庫頁島歸僑赴臺復上海市冬令救済委員會函』上海市檔案館所藏(Q106-1-89-64)。

(55)「上海市政府滬秘2(37)字第1389號」(「滬蘇37字第00119号」[1948年1月20日発信]『旅居蘇聯華僑歸國(一)』)(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、415-417頁)。

(56)謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、導言5頁。

(57)「1389号附件 滬壹36 02587号」(1947年11月27日発信)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、360-361頁)。

(58)「西36字第25953號代電」(「外交部代電第滬一36 02639」[1947年12月6日発信]『旅居蘇聯華僑歸國(一)』)(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、472-473頁)。

(59)「申請兌換差錯問題」(1947年12月3日)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、476-477頁)。

(60)「南庫頁島僑民財產貯蓄日本銀行郵政局存款報告書」(1947年12月4日)『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、478-479頁)。

うになったことのふたつが考えられる。

その後の動向を見てみると、前者の可能性が高いと考えられる。この資産返還問題があったため、行政側が南サハリン帰国中国人に限らず上海に滞留する帰国者一般に対して原籍地等への交通費を免除するよう業者に手配した⁽⁶¹⁾にもかかわらず、南サハリン帰国中国人の移動は進まなかったからである。

しかし、上海市による支援も限界が近付きつつあった。こうした状況を受けて、1948年3月には上海市社会局長が上海市長に対して、(1)上海から出て行く場合の船賃は無料とする、(2)貧窮者にひとりあたり旅費100~200万元を支給する、(3)上海に残りたい者には仕事を斡旋し、貧窮者には食住の提供を維持するが、一ヶ月経っても無職の者は補助金を与えて送り出す、という方針を提案しており、この段階で、帰国中国人は合計167名、台湾への移住希望者は増加して126名、原籍地帰還希望者が30名、上海在留希望者が11名であった⁽⁶²⁾。前記の帰国中国人数が当初の南サハリン帰国中国人161名より多いのは、前年12月中に日本から帰国しこの時点まで上海に滞留し続け救済対象とされた中国人⁽⁶³⁾を含んでいるためと考えられる。

上海市社会局長の上記の上申では、南サハリン帰国中国人の経済状態を三段階に区別している⁽⁶⁴⁾ものの、翌4月末の南サハリン帰国中国人中の貧窮者(「赤貧」)の戸籍登録料の免除をめぐる上海市民生局と冬令救済委員会とのやりとりにおいては、貧窮者は98人とされている⁽⁶⁵⁾。こうした状況の中では、ルーブル兌換レートの問題は極めて切実な問題であったことが理解できる。

ただし、この段階でも南サハリン帰国中国人の上海からの移動が一切発生していなかったわけではないことをうかがわせる資料がある。1948年4月に在南サハリン中国人五名が連名で資産返還問題について外交部に問い合わせた書簡の封筒に記載された送付元住所が、福建省福州になっているのである⁽⁶⁶⁾。王定仙らと名を連ねて上海で資産返還問題交渉にあっていた人物がこの書簡の筆頭者であることを鑑みると、有力者の中にも資産返還問題よりも再定着を優先した者が出たと考えられる。

(61)「難民若要回籍 可以免費乘船 輪船業定今日起實行」『大公報』1948年1月10日。

(62)「上海社會局收文滬(37)字第05901 號」(1948年3月18日発信)『上海市政府關於處理庫頁島歸國難僑救濟問題與外交部等來往文書』上海市檔案館所藏(Q1-7-196 [縮微])。

(63)「日俘日僑二百人餘人 今由日輸送返國 旅日華僑又有一批抵滬」『大公報』1947年12月7日。

(64)「上海社會局收文滬(37)字第05901 號」(1948年3月18日発信)『上海市政府關於處理庫頁島歸國難僑救濟問題與外交部等來往文書』上海市檔案館所藏(Q1-7-196 [縮微])。

(65)『上海市民政局爲南庫頁島難僑寇希曾等人赤貧請免繳繳戶籍登記手續費事致冬令救濟委員會函』上海市檔案館所藏(Q106-1-29-22)。

(66)「呈請轉還儲蓄券保險券國債證券並報告地址(1948年4月9日)」『旅居蘇聯華僑歸國(二)』國史館所藏(外交部：020-021608-0030)。なお、資料集にも同じ資料が掲載されている(謝『戰後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、417-418頁)ものの、この封筒部分については翻刻されていない。

同年7月には上海市の1948年度予算として南サハリン帰国中国人への救済費二億元を計上する件が討議される⁽⁶⁷⁾が、それ以降、上海市の公文書の中にも南サハリン帰国中国人に関する文書は見られなくなる。ただし、1951年になって、ある南サハリン帰国中国人が樺太在住時に貯蓄した日本の郵便貯金の賠償を日本政府に求めるように外交部に請願した際の同部と駐日代表団とのやり取りが残されている⁽⁶⁸⁾。着目したいのは、この時点でこの南サハリン帰国中国人が中華民国外交部に請願しており、この南サハリン帰国中国人が当時の中華民国実効支配地域、つまり上海を離れ、台湾本島や澎湖諸島、大陳島、金門島などのどこかに居住していることを示唆していることである。

これ以降の南サハリン帰国中国人の集団としての足跡を追うことは公文書では不可能であるが、小川⁽⁶⁹⁾によれば、戦後の札幌には二名の南サハリン帰国中国人が居住していた。そのうちのひとりとは台湾を経由して札幌まで到ったと後年にある札幌華僑に語っており、後述する上海に帰国した南サハリン帰国中国人の資産名簿にも名前があることから、上海から台湾へ渡航した南サハリン帰国中国人の実例と言える。もうひとりとは前記名簿に名前が見られないこと、在南サハリン中国人帰国団とは移動の時期が若干合わないことから別のルート、たとえば、そもそもサハリンで帰国船に乗船しておらず宗谷海峡経由の密航で北海道へ渡った可能性も考えられる。しかし、ルートの特定は現状では困難である。

4. 南サハリン帰国中国人の構成

以上、帰国後の状況について検証を行なったが、以下では南サハリン帰国中国人がいかなる人々から構成されていたのかを中国側の資料も新たに用いて再検討を行なう。南サハリン帰国中国人の帰国者名簿は見当たらないものの、南サハリン帰国中国人らが駐ウラジオストク総領事館に預けた資産については記録が残っており、そこから氏名や保有資産がわかるほか、その他の資料からは資産名簿には載っていない名前も散見され、ある程度帰国者の全体像をとらえることが可能である。

「南庫頁島華僑現款簿(樺太華僑現金簿)」(1947年11月26日前後)⁽⁷⁰⁾と「南庫頁島返國華僑留交各項貯金通帳債券證券日鈔等(帰国樺太華僑の預けた各種貯金通帳債券証券日本通貨等登記簿)」(1947年12月20日)⁽⁷¹⁾の両資料とも、姓名と資産状況しか記載されていな

(67) 『上海市政府會計處關於南庫頁島回滬難僑遣送安置費案』上海市档案館所藏(Q124-1-3869)。

(68) 『庫頁島華僑×××請領郵局存款案』中研院所藏(經濟部 駐日代表団 商務[32-02-153])。また、注20で述べた通り、この人物は山東省出身者と考えられることから、原籍地に帰還せずに上海から台湾あるいはその他島嶼部へ移住した実例と言える。

(69) 小川「樺太華僑史試論」、171頁。

(70) 「南庫頁島華僑現款簿」『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、388頁)。

(71) 「南庫頁島返國華僑留交各項貯金通帳債券證券日鈔等」『旅居蘇聯華僑歸國(二)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編2』、440-446頁)。

いものの、合計69名分の情報が得られ、その他の資料からはさらに四名の姓名が確認でき合計73名の姓名が把握できる。成人の人数を81名とすると、これは約九割に相当する。

謝は保有現金の総額やその他の資産についても記している⁽⁷²⁾ものの、その金額と個人の間の差について考察を加えてはいない。成人の人数を81名とし、その中に資産を持たない妻がいると仮定すれば、ほぼすべての世帯が資産を有していたと推測できる。預けた総額が113万2216ルーブルとすると、約7,000ルーブル/人となる。ソ連施政下の当時の南サハリンではひとり当たりの月間生活費が600ルーブル程度だったと言われており⁽⁷³⁾、前記額は1年分弱に相当する。保有ルーブルだけでも個人間でまさに桁違いの格差があり、最大保有額は約37万ルーブルで、これは半世紀分の生活費に相当し、経済活動の不自由な戦後ソ連体制下で資産形成したと考えるよりも、日本時代の資産をソ連施政下で兌換したと考えるほうが妥当であろう⁽⁷⁴⁾。在樺中国人の資産状況を直接的に把握できる資料は無いものの、小川が作成した「樺太中華商会設立準備金 出資金額一覧表」⁽⁷⁵⁾を参照すると、出資者の職業が「商業」に著しく偏っていることや、出資額も10～150円という大きな幅があることから、日本時代にすでに経済力のばらつきが存在していたことが示唆される。なお、「戦報債券」など、戦争関連の債券を保有している者も見られる。

樺太中華商会会員名簿(1937年5月)記載90名と南サハリン帰国中国人およびその世帯員161名とを比較してみると、24名が同会会員であり、弁事処との交渉代表五名も会員に含まれている。しかし、これは同時に樺太中華商会会員のうち66名が戦後の資料の中からは名前が見いだせないことを意味しており、南サハリン帰国中国人中で姓名が不明の八名全員が樺太中華商会の会員だとしても、58名が南サハリン帰国中国人の中に含まれていないことになる。『樺太庁統計書』によれば、1936年末の樺太在住中国人男性は97名だが、1937年末には57人まで減少している。不完全なものではあるものの、戦前と戦後の名簿を比較することで、盧溝橋事件以降、在樺中国人の男性構成員が大きく入れ替わっていることが理解できる。なお、上記24名の出身地の内訳は、浙江省青田11名、浙江省温州3名、福建省7名、山東省3名、職業は、商業・商人21名、料理人・飲食店2名、労働者1名であり、労働者の多かった山東省出身者の比率が32%から13%に低下している。

日本人氏名を持つ者は計四名で、いずれも名簿では樺太中華商会会員の隣にいることから、在樺期間の長かった南サハリン帰国中国人と内縁などの世帯関係にある者と思われる。日本人名を持つと思われる者は計六名で、うち資産名簿上に名前が出てくる四名はいずれも名簿の隣の人物と同姓であり、世帯関係にあるためにその中国姓を名乗っているも

(72) 謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、導言5頁。

(73) 樺太終戦史刊行会『樺太終戦史』、549頁。

(74) 兌換は1946年2月頃に行なわれた。樺太終戦史刊行会『樺太終戦史』、518-519頁。

(75) 小川『樺太華僑史試論』、167頁。

のと考えることができる⁽⁷⁶⁾。上記10名中、ルーブル現金を保有しているのは一名で、日本円についても一名が20円保有しているにすぎず、現金は世帯主である南サハリン帰国中国人が管理していたことがうかがえる。

資産状況を通して理解できるのは、第一に、経済力に大きなばらつきがあること、第二に、日本の通帳や公債、各種証書を保有する者が多く、これらの人々が戦前の樺太である程度安定した経済活動を行っていたということである。また姓名からは、日本人と中国人からなる世帯が10世帯前後あったと判断できる。世帯数に関する情報が残っておらず、正確な世帯数を分母にとることができないものの、成人が81人で、うち10世帯が中日世帯であるならば、南サハリン帰国中国人の中の日中世帯の占める割合は決して低いものとは言えないはずである。

5. 日本帝国施政下における在樺中国人の動向の再検討

小川は、樺太庁最後の公式人口統計である『樺太庁統計書』1941年度版の数値(104人)と、戦後のソ連側の「民政局の文書記録」に現れる数値(103人)とを比較し、敷香が減少し豊原や本斗の人口が増加しているものの、総数としては大きな変化はないとしている⁽⁷⁷⁾。本章では中華民国側の資料を交えて1940年代の在樺中国人の人数について再検討を行なう。

まず、在樺中国人の人口について、中国側資料の中にはかなり不正確な数字が見られる。1928年刊行の『福州僑務公報』に掲載された「僑訊：樺太華僑近況(華僑情報：樺太華僑の近況)」⁽⁷⁸⁾という記事には、日本領樺太には吉林、奉天、山東、福建、浙江出身者ら五万人が居住し、七割が漁業労働者で、残りが「陸上労働者」であると記されている。確かにこの時期は、豊真鉄道建設などのために千人単位の中国人労働者が樺太に流入していた時期である⁽⁷⁹⁾が、桁がひとつ違う。また、人数の部分を不問にしても漁業労働者が七割を占めるというのも当時の樺太の状況には合致しない。当時の北サハリンにしてみても、1926年1月時点の在樺中国人の人口は757人、1931年2月時点では1,231人で

(76) 台湾人については、国内身分証発行時にソ連当局に日本氏名で届けていたために査証や通帳などの書類の記載名との整合性からこの名簿に日本人氏名で記載されている者がいる可能性は否定できないが、後述の「樺太庁地方課往復書簡」によればソ連樺太侵攻直前に在樺太台湾人は三名うち男性一名、女性二名と考えられ、この日本人氏名・名を持つ10名すべてが台湾人であると仮定するに足る根拠はないし、また中華民国側の資料にあえて中国姓名ではなく日本氏名を記載する必然性が強いとも考えられず、その他の事例からも中日世帯の存在は想定し得る。なお、漢姓名と見えるものが実際には朝鮮姓名であったり、日本氏・名を名乗っている者が朝鮮人である可能性も否定できないが、一見して朝鮮姓名と思しきものが無いことと、これらの可能性を示唆する情報がどの資料にも一切見られないことから、本稿ではその可能性を排して論を進めている。

(77) 小川「樺太華僑史試論」、170-171頁。

(78) 「僑訊：樺太華僑近況」『福州僑務公報』第2・3合期、1928年、2頁。

(79) 阿部「1920年代の樺太地域開発における中国人労働者雇用政策」、7-10頁。

あり⁽⁸⁰⁾、やはり数値には大きな隔たりがある。万単位の中国人が樺太に居住しているという情報は他にも見られ、たとえば、盧溝橋事件後の中華国外交部資料⁽⁸¹⁾の中にも「東京同盟」からの情報として、在日中国人61,823人中、在樺中国人は10,085人だという数字が見られる。これは『樺太庁統計書』の数値とは桁がふたつもちがっている。

『樺太庁統計書』によれば、1939年末の在樺中国人は男性77人、女性20人、合計97人で、1940年末では女性が八人増えて合計105人であり、樺太庁が把握している在樺中国人の数は大きく変化していないものと考えられる。前述のように菊池によれば樺太中華商会の1940年10月時点の会員数は89人であるから、仮に会員が全員成人男性とすれば、会員数は樺太庁が把握している在樺中国人男性人数より12人多いことになる。したがって、『樺太庁統計書』の数値は在樺中国人の実態を完全には反映していない可能性がある。同時期の中華民国の『外交広報』には、1940年6月時点の数字として、在樺中国人は出身地別に、福建40人、浙江18人、山東10人、河北一人、合計69人だとした上で、注記として「樺太華僑未經登記者約百人不計在內(ただしこのほかに未登録者が約100人いる)」と記している⁽⁸²⁾ことから、外交部に登録されていない在樺中国人の人数まで樺太庁は把握していることになる。ただし、行商を生業にする者も多く、樺太庁にしろ外交部にしろ在樺中国人の総数を正確に把握していたと考えるべきではないことには注意を要する。

1940年10月時点での樺太中華商会会員の出身地は、浙江32人、福建15人、山東41人、河北一人となっている⁽⁸³⁾ことから、外交部が未把握であったとする約100人中には浙江出身者14人と山東出身者31人の成人男性が含まれていたことになる。一方で、外交部統計と会員数を比べると会員には福建出身者が25人も少ないことになる。ひとつの可能性としては、在樺中国人女性に福建出身者が多く会員数に反映されていないこと、もうひとつの可能性としては、1940年の6月から10月までの間に退島してしまったということである。前者とすると、当時の在樺中国人女性の大半が福建出身者と言うことになり、後者とすると、樺太庁の統計上、みかけの在樺中国人男性人口に変化はないものの、実態としては10人単位での流出が発生したことになる。福建出身者に商業従事者が多いことと山東出身者に労働者が多いことから、前者が比較的同郷同士の夫婦からなる世帯が多く、後者が比較的移動性が高い単身世帯が多いと仮定すれば、これらの数値にもある程度整合性が得られる。

『樺太庁統計書』によれば、1941年末の在樺中国人の人口は、男性76人、女性28人、合計104人であるが、上記の情報を総合すると、実際にはこれに十数人ないし数十人加えた

(80) ミハイル・ヴィソーフ著、松井憲明訳「サハリンと千島列島：編年史、1926-30年」『釧路公立大学地域研究』17号、2008年、115頁；ミハイル・ヴィソーフ著、松井憲明訳「サハリンと千島列島：編年史、1931-35年」『釧路公立大学地域研究』18号、2009年、122頁。

(81) 「七七事變後旅日華僑回國問題」中研院所蔵(外交部:062 5 0001)。

(82) 「附録：北海道、樺太華僑籍貫統計表 民國29年6月編」『外交公報』第5期、1940年、17頁。

(83) 菊池『戦争と華僑』、86頁。

人数の中国人が1940年代の樺太には居住していたものと推定できる。

国立サハリン州公文書館が所蔵していた「樺太庁地方課往復書簡」⁽⁸⁴⁾に含まれている1945年8月の緊急疎開以前の人口の状況を示すと思われる統計表によれば、中華民国人は103人、満洲国人は一人、台湾人は三人である。満洲国人と台湾人の数値は樺太庁統計書の1941年末の数値と一致し中華民国人は一人減っている。

これは前出の小川が挙げたソ連側文書「1946年2月2日付ソ連人民委員会議決定第263号の1946年8月1日までの南サハリンに関する遂行状況についての南サハリン州民事行政局(全ソ連邦共産党中央委員会[ボリシェヴィキ]内)の報告書」(1946年8月)に記載された1946年7月1日時点の南サハリンとクリルの中国人人口103人と一致しており、さらに同資料に記載されたその他の外国人や先住民族の人口の数値も同様に「樺太庁地方課往復書簡」に一致している⁽⁸⁵⁾。その一方で、日本人と朝鮮人については一致していない。これは、このソ連側の文書の作成にあたって、クリル住民との合算や緊急疎開分の控除が要されないと判断できる外国人や先住民族の数値については「樺太庁地方課往復書簡」の数値をそのまま利用したためと考えられる。そしてまた、この「樺太庁地方課往復書簡」の数値自体が、樺太庁統計書を基にして年度間の差を加除することで作成されている可能性が高い。したがって、小川が別途挙げているソ連側が新たに行った国内身分証交付作業の際に改めて得られた121人という数字⁽⁸⁶⁾が当時の在南サハリン中国人の実態に近い数値であろう。また、ここには前記の「満洲国人」や「台湾人」が計数されている可能性がある。

国内身分証交付時の数値は国籍ではなく〈民族籍〉を基準に分類されていると考えられる⁽⁸⁷⁾ので、中国人と世帯形成をしていた日本人女性でも〈中華民国人〉として計数されていない場合が考えられる。また、樺太庁の統計においては、国際結婚による国籍離脱手続きを行なわなかった日本人妻は〈中華民国人〉としては計数されていないはずである。以上をふまえると、樺太庁の統計上の103人ないし104人とソ連国内身分証交付時の121人との差分約17～18人は、樺太庁が把握しきれていなかった在樺中国人であり、その121名と1947年11月の帰国予定在南サハリン中国人165人との差分44人は、在南サハリン中国人世帯の構成員のうち日本帝国施政下では中華民国籍を有さなかった人々、具体的には日本人配偶者

(84) ГИАСО (Государственный исторический архив Сахалинской области), ф. Зис, оп. 1, д. 27.

(85) ГИАСО, ф. 171, оп. 3, д. 5. 原文は*ГАСО Исторические Чтения* № 2. С. 121による。ただし、アイヌの人口については「樺太庁地方課往復書簡」の先住民族人口の合計の値と一致している。

(86) 小川「樺太華僑史試論」、170頁。なお、「住民登録実施に関する南サハリン州UMVD長官のD、クリュコフへの報告書」(1946年8月3日)には中国人(китайцев)を79人とする記述も見られる。ГИАСО, ф. 171, оп. 3, д. 6. 原文は*ГАСО Исторические Чтения* № 2. С. 142による。

(87) 前記の小川が参照している1946年2月2日採択「南サハリンの日本人住民に対する一時身分証明書交付と居住証明書に関する決定」に基づく人口調査における分類には、「日本人」や「朝鮮人」、「中国人」に並んで、「アイヌ」があり、国籍を基準としているとは考えられない。アナトーリー・チモフェーヴィチ・クージン著、岡奈津子、田中水絵訳『沿海州・サハリン：近い昔の話翻弄された朝鮮人の歴史』凱風社1998年、242頁。

やその子ども、あるいは身分証交付時の調査や手続きから漏れてしまった人々と考えられる。なお、筆者の聞き取り⁽⁸⁸⁾の中には、1945年秋に在南サハリン中国人と婚姻し、後に中国へ帰国したという日本人女性の事例も見られ、朝鮮人の場合⁽⁸⁹⁾と同様、数は不明であるものの、戦後も中日世帯の形成が起きていたと考えられる。

ここで、前出の1944、1945年における樺太中華商会の汪兆銘政権への献金の文書の記述に立ち戻ってみたい。前述のように、盧溝橋事件後、在樺中国人の人口は減少しその後回復するものの、上述の通りソ連樺太侵攻時には樺太中華商会発足時の会員は三分の一程度しか残っていなかったとみなせる。役員との退島が起きる一方で新たな移住者の割合が増えることで、相対的に古参となった盧昌邦が樺太中華商会の有力会員となり、会長を務めることになったと考えられる。1947年の上海帰国者161人中、成人は81人であったが、前記の通り日本人姓名を持つ者四名、漢姓を名乗っていると思われる日本人六名、これに成人中国人女性の存在を加味すれば、献金した者が60人であるだけでなく、1944年時点で樺太中華商会の会員および成人男性在樺中国人自体が60人程度であったという推測も成り立つ。

6. 帰国の背景と動機

そもそもなぜ在南サハリン中国人たちは戦後に中国へ帰国したのか、あるいはしなければならなかったのか、またなぜ台湾を定着先として希望する者が多数を占めたのかについて本章と次章では検討する。

在南サハリン中国人の帰国をめぐるソ連当局とのやりとりを示す資料は中華民国側には残っておらず、在南サハリン中国人の本国帰国の具体的背景や動機について公文書から直接把握することは難しいのが現状である。そのため、まず、第二次世界大戦後の中華民国の在外中国人政策について確認しておく。

1943年にUNRRA (United Nations Relief and Rehabilitation Administration; 中国語名「聯合國善後救濟總署」; 日本語名「連合国救済復興機関」)が発足し、戦争被害者の故郷への帰還支援が重要業務のひとつとされた。中華民国でも、このUNRRAと「行政善後救済總署」(行総)、僑務委員会、外交部が連携し、戦禍を避けるなどの理由で(1)居住国を離れていた中国人を元の居住国へ帰還させること、(2)国外へ流出した中国人を中国本国へ帰国させること、(3)在中国外国人をその本国へ帰国させること、を主要業務とした。1946年12月、この時点ですでに発足していたIRO (International Refugee Organization; 中国語名「國際難民

(88) G氏(1933年生、サハリン在住)への筆者の聞き取り調査による(2010年9月、サハリン州)。この日本人女性の氏名は中国側の資料では確認できない。なお、G氏は1946年頃の在南サハリン中国人の人口について130人ほどと語っており、情報源が不明であるものの、本稿の挙げる数値にきわめて近い。

(89) 中山『サハリン残留日本人と戦後日本』、152-157頁。

組織」；日本語名「国際難民機関」)に加盟していなかった中華民国では、行政院院会が「遣送僑民辦法(遣送僑民弁法)」を僑務委員会を通して具体化させ、国内外の「難僑」の帰還支援(「国内外難僑遣送」)にあたっては、在外公館が帰国船の手配をし、必要経費は行政院が支出することとなった。1947年3月に中華民国もIROに参加し、同年6月にUNRRAの活動が終了すると、その帰還支援業務は社会部とIRO極東局に引き継がれ、遣送僑民弁法に代わって1948年3月30日に「国内外難僑遣送辦法(国内外難僑遣送弁法)」が行政院院会を通過した。これにより、「難僑」に対しては、外交部が在外公館に調査と登録を実施させ名簿を作り、現地のIRO事務所に帰国の交渉をし、IROが担当できない海外難僑については、行政院が経費を負担し、業務は在外公館が担当することになった⁽⁹⁰⁾。

したがって、在南サハリン中国人の帰国が実施されたのは、IROに中華民国が加盟しつつも遣送僑民弁法の枠組みで帰国事業が行なわれていた時期であった。それでは、在南サハリン中国人と駐ソ連在外公館はどのように結びついたのか。前記の通り、その過程を示す資料は少なくとも中国側には見当たらない。そこで、在南サハリン中国人以外の在ソ連中国人の事例を参考にしてみたい。

菊池によれば、1930年代に起きた世界規模の在外中国人排斥の動きは、ソ連においても例外ではなく、採金場の中国人労働者たちの賃金を国外流出させないために遊郭や賭博場などによる間接的方策だけではなく、検問所や税関での直接的な金品の奪取さえも行なわれ、帰国者が相次いだ⁽⁹¹⁾ものの、以下の通り1940年代にも在ソ中国人が存在していた。

1947年4月18日、外交部は、駐斜米⁽⁹²⁾領事館に対して、極東経由で帰国を予定している中国人とソ連国籍離脱を申請中の非中国人配偶者の名簿を作成し、中華民国旅券所持者の人数や名前なども調査するように指示を出した⁽⁹³⁾。1947年9月27日の段階で、24人が出国手続きをし、四人が出国査証の発給を受けている⁽⁹⁴⁾。斜米領事館の調べによれば、1947年6月2日時点で管内の帰国予定中国人とソ連国籍離脱申請中の妻はともに15人、中華民国旅券を有する者は八人であり⁽⁹⁵⁾、帰国予定中国人の人数が時間とともに増えている。なお、1947年12月段階でも、24人中の六人の手続きが完了せず、帰国が実施されていない⁽⁹⁶⁾。1947年12月17日には、サハリンにはまだ「1,800餘人(1,800人ほど)」の中国人がいて「生活

(90) 謝培屏編『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 1: 德國・土耳其・義大利・日本篇』國史館、2007年、1-3頁。なお、ソ連はIROに参加していない。

(91) 菊池一隆「世界各地における華僑排斥と僑務委員会の華僑救済：シャム、英領マラヤ、「蘭印」、メキシコ、ソ連など」『愛知学院大学文学部紀要』45号、2015年、173-192頁。

(92) 現・セメイ(旧・セミパラチンスク)か。ただし、当時の一般的な音訳表記は「塞米巴拉金斯克」である。

(93) 「鈞部第17号電」(「駐斜米領事 斜(36)字第150号」[1947年6月2日発信]) (謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、351頁)。

(94) 「駐斜米領事 第162号」(1947年9月27日発信) (謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、353-354頁)。

(95) 「駐斜米領事 斜(36)字第150号」(1947年6月2日発信) (謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、351-353頁)。

(96) 「駐斜米領事 第175号」(1947年12月7日発信) (謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、380-381頁)。

困苦、渴望返國(生活に困窮し、帰国を切望している)」状況にあるらしいという情報を得た外交部から、駐ハバロフスク総領事館に対して調査の指示が送られるが、同22日に同館は自身が把握している在北サハリン中国人は78人で、帰国のための手続きを行っているとした上で、ソ連国籍取得者や無国籍の身分証を持っている者については管轄外であり正確な数の把握は困難であると外交部に回答している⁽⁹⁷⁾。ソ連の国勢調査によれば1939年の在サハリン州中国人は175人⁽⁹⁸⁾なので、総領事館の数字が実態を反映していると考えられる。同26日にはウラジオストク総領事館から同地経由で帰国を希望している在タシケント中国人についての外交部への連絡が見られ、翌1948年1月2日には八人がスモルヌイ(「斯莫尼」)号で上海へ向けて出発したと外交部に通知されている⁽⁹⁹⁾。同年4月17日、駐ウラジオストク総領事館から外交部へ21人がスモルヌイ号で上海へ帰国するので対応を依頼する旨の電報が出され、同20日に17名が上海に到着、上海市社会局が出迎え一時的に台湾同郷会に収容する⁽¹⁰⁰⁾。このうち遼寧省出身の二世帯12人は国共内戦の影響で原籍地帰還が困難となっていた⁽¹⁰¹⁾。

次に、在南サハリン中国人同様にソ連の友好国国民のサハリンから本国への帰国の例として在サハリン・ポーランド人⁽¹⁰²⁾の帰国の状況についても確認しておく。サハリンの郷土史家のセルゲイ・P・フェドルチュークによれば、日ソ戦後、ポーランド人聖職者たちが宗教政策を含むソ連の諸政策が在サハリン・ポーランド人に及ぼす影響を憂慮し在サハリン・ポーランド人たちにポーランドへの帰国を説得したため、ソ連施政下の生活に不安を感じていた一部が帰国を希望し1948年3月に駐モスクワ大使館から新たなパスポートの交付を受け、サハリン当局からの出域許可や経由地の滞在ビザなどの申請手続き、また財産の処分を行ない、1948年5月19日に汽船ロモノソフ号で42名がサハリンを発ち、翌月ポーランドに入国、国境地帯の引揚者一時収容所で支援を受けたのちにポーランド国内

(97) 「外交部電 第6009号」(1947年12月17日発信)、「駐伯利總領事陸豊電 第112號」(1947年12月22日発信) 『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、396、399頁)。

(98) 1939年のソ連の国勢調査におけるサハリン州の中国系住民(китайцы)の人数。Демоскоп Weekly [http://demoscope.ru/weekly/ssp/rus_nac_39.php?reg=22] (2018年5月28日閲覧)。

(99) 「駐海參崴總領事錢家棟 電第139號」(1947年12月26日発信)、「駐海參崴總領事錢家棟 電第144號」(1948年1月2日発信) (謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、399-402頁)。

(100) 「外交部駐滬辦事處 滬蘇37字第00735號」(1948年4月26日発信) 『旅居蘇聯華僑歸國(一)』(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、421頁)。なお、この17人は前記の斜米領事館資料に出てくる在ソ中国人とは姓名が一致しない。また、南サハリン以外からのこれらに在ソ中国人の帰国においては、資産返還問題が起きていた形跡は見られない。

(101) 『上海市社會局關於旅蘇僑民歸國文件』上海市檔案館所藏(Q6-9-718)。

(102) 日露戦前からサハリン島南部に居住していた人々と、1925年の日本の北サハリン撤退と前後して日本領樺太へ移住した人々からなる。アレクサンデル・ヤンタ=ポウチンスキ著、佐光伸一訳「樺太のポーランド人たち」井上紘一編『ポーランドのアイヌ研究者 ピウスツキの仕事：白老における記念碑の除幕に寄せて』北海道ポーランド協会・北海道スラブ研究センター、2013 [1936]年、109-142頁。

に定着していったとされている⁽¹⁰³⁾。

以上の在ソ連中国人と在サハリン・ポーランド人の帰国の事例から、在南サハリン中国人の帰国過程は次のように推測できる。まず、「遣送僑民弁法」に基づき中華民国外交部およびその管轄下の各在外公館がなんらかの形で在南サハリン中国人と接触して帰国を促し、それに応じた在南サハリン中国人らに対しては、外国人配偶者など中華民国入国に問題が起きそうな世帯員がいる場合に在外公館が旅券の交付を行ない、在南サハリン中国人らもソ連当局に出国地までの国内移動のための査証を申請し、在外公館が手配した船舶でウラジオストク経由で上海から入国したという過程である。これは、「遣送僑民弁法」⁽¹⁰⁴⁾に定められた、UNRRAの規定に含まれない「流落海外難僑(海外困窮華僑)」については在外公館で人数を調査し必要経費算定の上、僑務委員会経由で行政院から支出を受け帰国させ、本国到着後は、行総が原籍地送還(「遣返原籍」)を担当し、その費用は行政院が負担するという手順と合致する。ただし、本国到着後については、在南サハリン中国人の帰国がソ連からの帰国のうち早期のものであったためか十分な体制が整っていなかった。

在南サハリン中国人については、少なくともソ連政府が強制的な送還を行なったとは言えないし、資産返還問題からもわかるように出国までの間にソ連政府により資産を没収されてもいない。この点を見ると、ソ連で在ソ中国人排斥の動きが著しかった1930年代とは状況が異なっていると考えることができる。人数から考えてその大半が一度に帰国しており、集団的に帰国の手続きが行われたと考えられるが、その事実自体がソ連当局による強制的な国外退去を必ずしも意味するわけではないことは、在サハリン・ポーランド人の事例から理解できる。形式的に見れば、在南サハリン中国人の帰国は在ソ連外国人が本国の援護を受けて自由意志で本国へ向かった移動だと言い得る。ただし、当時の国際関係や現地の状況を考えれば、〈自由意志〉とは何かということは一考を要する。

中国側の公文書にも報道にも在南サハリン中国人の帰国動機を示唆する直接的記述は残念ながら見当たらない。そこでまた在サハリン・ポーランド人の場合を参考にしてこの点についての考察を試みてみたい。在サハリン・ポーランド人の帰国動機は、フェドルチュークの論述を前提とすれば、宗教と経済の二点から理解できる。在南サハリン中国人の場合、ロシア帝国時代以来教会を建て聖職者を招いて信仰を維持していた在サハリン・ポーランド人とは異なり、ソ連の宗教政策を警戒したとは考えるに相当する根拠は見当たらない。

経済面に目を向けてみると、在サハリン・ポーランド人の資産の多くは主に戦前の農場

(103) フェドルチューク『樺太に生きたロシア人』、45-52頁。42人という数字は、前掲のソ連樺太侵攻前後の公文書上のポーランド人人口より15人多く、非ポーランド国籍配偶者などを含まれていると考えられる。

(104) 「行政院秘書處 公函 從9字第561號」(1947年1月10日発信)(謝『戦後遣送旅外華僑回國史料彙編 2』、7-10頁)。

経営によって形成されたものと考えられるが、在南サハリン中国人の場合、主には商業によって形成されたものと考えられる。いずれの業種も、社会主義体制下では大きく活動を制限されるものであり、在南サハリン中国人の場合も、経済的不安が帰国の大きな動機であったと推測するのが妥当であろう。資産状況から見れば、外交部が在北サハリン中国人に対して想像していた「生活困苦、渴望返國(生活に困窮し、帰国を切望している)」と言う状況にまで、在南サハリン中国人の大半が陥っていたとは言えないものの、ソ連社会主義体制への移行によって着実にそのような状況が近付きつつあるということを在サハリン・ポーランド人同様に見越していたと考えられる。

なお、政治的理由も帰国動機の一因と想像できるが、フェドルチュークの論述の限りでは、政治的理由が在サハリン・ポーランド人の主要な帰国動機であったと示すことは難しい。現在把握できている樺太中華商会の役員経験者15名のうち戦後の名簿には七名の名前が見られ、外交部との交渉代表五名中全員が会員であり、うち三名が役員経験者であった。樺太中華商会自体は汪兆銘政権成立以前に組織されたものであったが、前述の通り1940年代には汪兆銘政府への献金も行なっていた。こうした経緯からすれば、役員経験者たちはソ連施政下で政治的糾弾の対象になる可能性があるが、前記の戦時期の人口変動を加味すれば、帰国者に役員経験者の半数しか含まれていないことをソ連施政下での政治的弾圧の結果と断定することは難しい。

帰国関係資料では、戦前から在樺中国社会の最有力者であった王定仙が代表の筆頭として記されることが多く、1945年段階で樺太中華商会の会長であった盧邦昌も代表の中に含まれていることから、ソ連施政下で日本人指導者が軒並み拘留された⁽¹⁰⁵⁾のに比べれば、在南サハリン中国社会において政治的失脚が発生していたとは思われない。もちろん、ソ連施政下における政治的弾圧への恐怖はソ連人自体も抱くものであり、そうした緊張感に在南サハリン中国人が無関心であったとは言えないだろう。

帰国動機を考察するにあたって、参照しておきたいのは同時期に発生していた在中ソ連人⁽¹⁰⁶⁾の帰国である。上海では、1947年8月に在中ソ連人の集団帰国が始まり、第一次は1947年8月10日イリイチ(「伊里奇」)号1,041人、第二次は同年9月5日同号976人、第三次は10月31日ゴゴリ(「果戈里」)号1,015人、第四次は同年11月8日同号650人、第五次は同年11月30日同号465人、合計4,147人のソ連人が上海からソ連へ向け出国している⁽¹⁰⁷⁾。1948年1月9日の現地紙報道⁽¹⁰⁸⁾によれば、貨物船スモルヌイ(「斯摩奈」「斯摩爾尼」「斯莫

(105) 樺太終戦史刊行会『樺太終戦史』、533-542頁。

(106) なお、この〈在中ソ連人〉とは資料中では「蘇僑」と呼ばれる人々であり、後述する「白俄」のように実際にはソ連国籍を取得していない旧ロシア帝国人も含まれていると考えられる。

(107) 「外交部駐滬辦事處 滬蘇37 00069」(1948年1月13日発信)『蘇僑撤退』中研院所蔵(外交部:11-04-15-14-01-005 [舊檔號:169 / 0002])。

(108) 「蘇僑歸意呈動搖 國內天寒待遇苛刻 最後一批千餘人三月間遣送」『申報』1948年1月9日。なお、同記事

尼」号で帰国した者も数名いたほか、早く帰国したソ連人からの便りはソ連での生活苦を伝え、帰国者はウラルの鉱山へ送られているという情報も流れ、未帰国の在中ソ連人の中には帰国への躊躇が発生していた。また帰国の遅れた者たちには白系ロシア人(「白俄」)が含まれ、うち800人は最近になって初めてソ連の国籍に入り旅券の交付を受けた者たちであったという。

天津からもソ連人の集団帰国が起きており、1947年10月16日までに在天津ソ連人35人と在青島ソ連人142人が二度の集団帰国でソ連へと発っていた⁽¹⁰⁹⁾。青島からも直接30人がソ連へ帰国した。前記の天津経由の帰国者は、天津までは招商局の船舶で送られ、天津でソ連船に乗り換えウラジオストクへと向かった⁽¹¹⁰⁾。南サハリン帰国中国人の帰国船ゴゴリ号は11月27日に上海に到着し、その復路で在上海ソ連人の第五次集団帰国が実施されていることや、スモルヌイ号も往路は在ソ中国人の、復路は在中ソ連人の帰国者が乗船していることから、中ソ間の帰国船の国際航路ではソ連船が利用されていたことがわかる。

瀋陽の外交部駐東北特派員公署でも1947年の7月下旬までに約740人のソ連人が帰国手続きを行ない、手続きに訪れたソ連人の中には、「確不希望返國但經中國方面壓迫遇甚故不得乃行返國(帰国したいわけではないが、中国側の圧迫のために帰国せざるを得ない)」と言う者や、もし在瀋陽ソ連人がすべて瀋陽を離れてしまえば、中国共産党(「共匪」)に占領されてしまうだろうと警告する者が見られるなど、帰国を不服に思う者たちがいた⁽¹¹¹⁾。

戦後数年の間に、敗戦国民である日本人たちがアジア各地からの引揚げという形の不本意な移動を強いられたことは広く知られているが、戦勝国民であったにもかかわらず、在南サハリン中国人も在中ソ連人もそれまでの居住地からの不本意な帰国を果たしていることがうかがえる。

7. 渡台の背景と動機

最後に、なぜ南サハリン帰国中国人の多くが定着先として台湾を希望したのかについても考察を加えてみたい。

まず、南サハリン帰国中国人の多数が台湾に親族のような難局において頼れる社会資本

では1947年内の在中ソ連人の上海からの集団帰国は四度であり、3月に第五次集団帰国で約1,000人が帰国する見込みであると報じており、外交部資料とは異なる。また、別の現地紙(「蘇輪斯摩爾尼 定今日離滬返蘇」『大公報』1948年1月10日)では1948年1月10日の在中ソ連人の上海からの集団帰国の予定について報じているものの、これを第五次としており、三者で相違がある。

(109)「外交部駐平津特派員公署 西蘇(36) 4067」(1947年10月14日発信)『蘇僑撤退』中研院所蔵(外交部:11-04-15-14-01-005 [舊檔號:169 / 0002])。

(110)「青島市政府 發文秘3字第13195号」(1947年10月22日発信)『蘇僑撤退』中研院所蔵(外交部:11-04-15-14-01-005 [舊檔號:169 / 0002])。

(111)「外交部駐東北特派員公署 東外字第1617號」(1947年10月3日発信)『蘇僑撤退』中研院所蔵(外交部:11-04-15-14-01-005 [舊檔號:169 / 0002])。

を有していたことを示す記述は見られず、それらを頼ったと考えることは合理的ではない。また、すでに述べた通り、この時点ではまだ国民党実効支配地域である浙江・福建・山東各省の出身者が多いにもかかわらず、定着先として原籍地を希望するものは多数派ではなく、なおかつ減少していくことから、単純な郷愁を帰国の動機として一般化することもできない。たとえば、樺太中華商会や帰国後の資産返還問題交渉で重要な役割を果たしていた王定仙や盧邦昌は、出身地である浙江省青田への移住策を提示されても応じていない。

ここで、当時の上海の状況を確認しておく。同時期において、南サハリン帰国中国人に対する浙江省への入殖政策の報道や、在南サハリン中国人以外にもソ連内の他地域や日本から上海へ帰国する中国人が存在していたことは上述の通りである。また、中国国内においても戦禍を避けた避難民(「難民」)が続々と上海へと流入し、たとえば上海の閘北に滞留していた避難民を取材したある現地紙記者は、10年前には戦火に焼かれた閘北が今では「難民寄居の天堂(難民の樂園)」になってしまった⁽¹¹²⁾と評している。

上海市は1948年5月に避難民対策として杭州三門灣への入殖案を発表⁽¹¹³⁾するも土壌の適性がないことが判明すると江西省への入殖を同省と協議し⁽¹¹⁴⁾、計画を立案、中央政府との協議も行なった⁽¹¹⁵⁾。翌6月には東北地域からの避難民の流入も始まり避難民問題への懸念も高まり⁽¹¹⁶⁾、上海市が避難民対策を計画立案し関係機関と協議を重ねていることが現地紙を通じて報道され⁽¹¹⁷⁾、1948年11月には上海市が、河南からの避難民3,500人を第一陣とする避難民二万人の江西省入殖計画を発表した⁽¹¹⁸⁾。なお、在外帰国者援護策としての国内入殖計画は、日中戦争開戦時の日本からの帰国者に対しても立てられていた⁽¹¹⁹⁾。

興味深いのは、1948年6月18日に天津から上海に到着し、上海市社会局に支援の請願を行なった東北避難民278名の代表者が、「這次來滬希望能找職業，如果，沒有辦法打算到台灣去謀生(今回は仕事を探せると思って上海へ来た。もしどうしようもないなら、台湾へ行って暮らしの目途をつけたい)」と発言していること⁽¹²⁰⁾である。つまり、台湾への移住

(112) 方蒙「訪問難民之家 本報記者」『大公報』1948年6月12日。

(113) 「難民移墾三門灣 社局已着手擬訂計畫 皖北難民昨又有一批離滬返鄉」『大公報』1948年5月1日。

(114) 「難民移墾有困難 因三門灣地有鹽質不宜墾殖 聞江西省荒地已去電接洽」『大公報』1948年5月19日。

(115) 「難民移墾江西計畫 蔣總統批准後即可實施」『大公報』1948年8月2日。

(116) 「東北難民由津到滬 昨派代表到社局請求救濟 如謀生無路希望能去台灣」『大公報』1948年6月19日、「兩千東北難民即將流亡來滬」『大公報』1948年6月25日。

(117) 「難民移墾計畫決定 救濟委會擬先送三千五百人 每人耕地十畝半年即可生產」『大公報』1948年10月04日、「難民疏導安置辦法 社會部擬訂經政院核准施行」『大公報』1948年11月18日。

(118) 「袁文彰由轉返滬談 難民移墾江西 首批移去三千五百名 經費籌足即登記遣送」『大公報』1948年11月1日。

(119) 『旅日僑商歸國就農跟墾荒』中華民國中央研究院近代史研究所檔案館(汪政府經濟部門:28-03-03-030-09)。

(120) 「東北難民由津到滬 昨派代表到社局請求救濟 如謀生無路希望能去台灣」『大公報』1948年6月19日。なお、これら東北避難民が台湾出身者であり、出身地への帰還を選択肢に入れていたという可能性もあるが、それを検証するに足る資料が見つからなかったため、本稿ではその可能性は排して論を進め、その検証は今後の課題としたい。

と定着を志向していたのは、南サハリン帰国中国人だけではなく、国内避難民からも台湾は移住定着先として志向されていたのである。その背景として、国共内戦の戦禍の拡大と国民党の実効支配地域の縮小があり、台湾がそれらから逃れることのできる地域だと認識されていたことが考えられる。

ただし、南サハリン帰国中国人に特有の事情もあったと考えられる。それを示唆するのが、前述の1948年3月の上海市社会局長から上海市長への上申⁽¹²¹⁾の中に含まれていた「且以是項歸僑，在滬言語不通，就業困難人多數(これらの帰国者は上海では言葉が通じないため、就業上困難な人々が多い)」という一節である。上海を含む江蘇省一円は言語的多様性が豊富な地域であるが、南サハリン帰国中国人の中に江蘇省出身者は皆無であった。すなわち、南サハリン帰国中国人たちは上海では言語的に不利な状況に置かれてしまう。また、樺太中華商会設立時に訪樺した羅集誼が同会の役員の一りに北京語の学習を怠らないように注意していること⁽¹²²⁾が示すように、南サハリン中国人たちが全般的に不自由なく北京語を用いることができたとは仮定するのは難しい。一方で、南サハリン帰国中国人たちは日本領樺太での生活経験があり、ある程度の日本語能力を備えていたと考えられ、配偶者に日本人を持つ者も目立つほか、帰国者の半分は未成年者であり、小沼や大谷の事例のように樺太で教育を受けていれば生活言語として日本語に大きく依存していた者が少なくなかった可能性がある。樺太同様に日本帝国の一部であった台湾であれば、日本語が通じ、上海よりは生活上の負担が軽減されると期待した可能性がある。また、福建省出身者などの台湾で主流の中国語方言を使用できる者たちも同様の期待をした可能性がある。

もうひとつの南サハリン帰国中国人特有の事情として、離別した妻子や縁者との再会を求めて台湾経由での日本内地への渡航を期待していたことが考えられる。実際に、前述の台湾経由で札幌まで移動した南サハリン帰国中国人の動機は、先に日本に引揚げていた内縁関係にあった女性と再会を果たすことであった⁽¹²³⁾。また、前出の小沼の中日世帯では、母親と子どもだけで引揚げ、父親はひとり残されたというが、これを語ったB氏自体が在南サハリン中国人の帰国以前に引揚げており、この在南サハリン中国人男性のその後の動向は定かではないものの、その後に上海へ帰国した可能性は否定できない⁽¹²⁴⁾。事例は二例しか確認できていないものの、離別した妻子との再会を求めて冷戦期にサハリンから日本へと出国しようとした朝鮮人の事例⁽¹²⁵⁾から考えても、少数ではあれ同様の事情を動機とした者がいた可能性がある。

(121) 「上海社会局收文滬(37)字第05901號」(1948年3月18日発信)『上海市政府關於處理庫頁島歸國難僑救濟問題與外交部等來往文書』上海市档案馆(館編档号:Q1-7-196)。

(122) 菊池『戦争と華僑』、83頁。

(123) 小川「樺太華僑史試論」、171頁。

(124) B氏(1930年代生まれ、1947年引揚げ)への筆者の聞き取り調査による(2017年12月、北海道)。

(125) 中山『サハリン残留日本人と戦後日本』、205-211頁。

以上より、帰国直後には南サハリン帰国中国人の約三分の一が、三ヶ月後には四分の三近くが、原籍地への帰還や上海での定着ではなく台湾での定着を希望した理由として、国共内戦の進展に伴い台湾が安全な場所とみなされていたこと、江蘇省出身者がほとんどいない南サハリン帰国中国人にとって上海での生活には言語的障壁があったこと、台湾経由で日本へ渡り離別した家族や縁者との再会を期待したこと、が考えられる。

おわりに

先行研究をふまえ、新たな資料から得られた情報を検討すると、1937年の樺太中華商会発足以降の在樺中国人の動向は次のように整理できよう。まず、発足時点の会員は90名で樺太庁の統計と合わせて考えると在樺中国人成人男性の大半が参加していたと考えられる。盧溝橋事件の影響で会員の三分の一近くが退島するが、その後1940年には樺太中華商会の会員数は89人にまで回復する。しかし、これは退島者の再渡樺を必ずしも意味せず、さらなる退島と新たな移住者、とりわけ山東出身者の渡樺が発生していた。1940年においては、樺太庁が把握している在樺中国人の人数と中華民国外交部が把握していた人数、そして樺太中華商会の会員数に食い違いが発生しており、樺太庁が把握できていなかった在樺中国人が40人近く、中華民国外交部への登録が済んでいない者が70人程度いたと推測される。ただし、1940年代においても在樺中国人の入れ替わりはある程度発生していたと考えられる。1945年1月時点で樺太中華商会は汪兆銘政権を支持する態度を維持していたが、そのことが戦後の在南サハリン中国人に対する中ソ両国の処遇に影響を与えた形跡は見られない。1945年8月のソ連樺太侵攻時点で、在樺中国人成人男性が60人前後、在樺中国人成人女性が10人前後、そして中国人を父親に持つ未成年者が70人前後おり、合計140人前後の中国人が樺太に居住していたと考えられる。これらの人々に、中国人と世帯関係にある日本人20人前後が加わった合計161名が1947年11月に上海へ帰国したと推定できる。

ウラジオストク経由で上海に入港した在南サハリン中国人の帰国については、資料集が刊行されている中華民国国史館所蔵資料以外に、中華民国中央研究院近代史研究所檔案館、中華人民共和国第二歴史檔案館および上海市檔案館の所蔵資料や現地紙などを用いて、(1)中華民国側の「遣送僑民弁法」の枠組みで同時期のソ連他地域の場合と同様に中華民国の駐ソ公館が在南サハリン中国人らと接触し帰国の手続きを進めたと考えられること、(2)在南サハリン中国人の帰国動機として、体制移行による生活不安が考えられること、(3)帰国後は主に上海市政府が援護を行なったこと、(4)当時の上海にはサハリン以外のソ連地域や日本などからの帰国中国人や、国共内戦の避難民の流入も発生していたこと、(5)上海市がこれら帰国者や避難民対策として浙江省や江西省への入殖計画を立てていたこと、(6)南サハリン帰国中国人は当初三分の一が定着先として台湾を希望し後には四分の三

に希望者が増大したこと、(7)定着先として台湾を希望することは国内避難民にも見られたこと、(8)南サハリン帰国中国人が渡台を希望した特殊事情として、上海における言語的障壁と台湾での日本語通用への期待や台湾経由での日本入域による離別妻子縁者との再会への期待などが考えられること、(9)同時期には在中ソ連人の本国帰還も行なわれているように、第二次世界大戦後の一連の境界変動の中で、戦勝国民であっても不本意な移動が発生しており、南サハリン帰国中国人の帰国もその中の一環として位置付けられること、が明らかになった。

中華民国の在外中国人帰国政策が原籍地送還を想定していたのに対して、帰国に応じた在南サハリン中国人の大半が原籍地帰還を希望しなかったことは、両者にとっての〈帰国〉の意味、ひいてはかの一連の〈戦争〉の意義に齟齬があったことを表わしている。最終的に在樺中国人たちの〈祖国〉となった蒋介石政権下の中華民国にとって、剿共も抗日もあるべき秩序の回復のための闘争であったが、在樺中国人にとってはその闘争と連動した日ソ戦争とそれに伴う境界変動は秩序の破壊をもたらしたと言える。

